

平成24年1月18日

国立大学法人東京工業大学

特別調査委員会における調査結果についての記者発表について

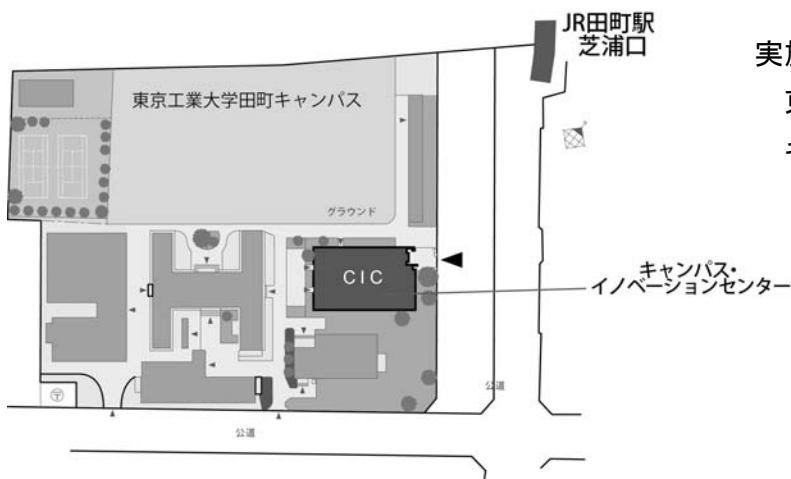
特別調査委員会における調査結果について以下の通り記者発表を行います。  
ご出席される場合は、添付の申込書にご記入の上、FAXで事前にご連絡ください。

記

日時：平成24年1月19日（木） 14時～

場所：東京工業大学

田町キャンパス キャンパスイノベーションセンター 2階 多目的室



実施会場：

東京工業大学田町キャンパス  
キャンパスイノベーションセンター  
東京都港区芝浦3-3-6

(JR京浜東北線・山手線

田町駅 芝浦口 徒歩2分)

※駐車スペースがございませんので、

お車での来場はご遠慮下さい。

(お問い合わせ先)

東京工業大学 評価・広報課

電話：03-5734-2970 / 2976

# 学長候補者に係る経理面の調査結果について

平成24年1月19日

国立大学法人東京工業大学

学長選考会議特別調査委員会

## I 調査結果の概要

### 1. 調査の経緯・体制

国立大学法人東京工業大学（以下「本学」という。）では、文部科学大臣に上申中の学長候補者（本学大学院理工学研究科教授 岡崎 健 氏、以下「岡崎教授」という。）について、研究費の経理に関し早急に調査を行い、その結果を明らかにするため、学長選考会議の下に特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

当委員会では、公平かつ迅速な調査を行うため、弁護士及び公認会計士からなるワーキング・チームを置き、関係書類等の調査やヒアリング調査等を集中的に行い、また、本学で行った調査の結果も聴取し、専門的見地から審議・検討を加えた上で、報告書を取りまとめた。

なお、当委員会としては、本件の全容解明に努めてきたが、当委員会の調査は関係者の任意協力に基づく限りでしか行えないこと、既に業者の関係書類が廃棄されていること等の事情から、新たな物的証拠や明確な証言等は期待しにくく、現状以上の事実確認を行うことは困難であると判断した。

### 2. 調査結果の概要

岡崎教授について、本学の内部監査室名による予備調査報告（平成 23 年 9 月 16 日付け）（以下「本件予備調査報告」という。）で問題として取り上げられていた、①預け金、②分割発注・合算使用、③会議費の 3 点を中心とした経理面について、ワーキング・チーム及び本学で行った調査結果等を元に、当委員会としては、以下の結論を得た。

#### (1) 預け金の有無について

岡崎教授や岡崎研究室の教員が管理していた平成 16 年度に支出された研究費のうち、本件予備調査報告で問題として取り上げられていた物品購入に係る経費支出の合計額は 2,547,731 円（以下「本件支払金」という。）であった。このうち少なくとも 1,273,865 円については、本学の経費支出の翌年度である平成 17 年 7 月～10 月にかけて岡崎研究室に納入されたノート PC や増設メモリ、その他 PC 周辺機器等（以下「本件汎用 PC 等」という。）の代金に充当されたことが確認された。したがって、上記 1,273,865 円は結果的には預け金と言えると考えられる。

ただし、上記 1,273,865 円は当初から預け金を意図したものではなく、破棄予定の伝票を誤って支払処理したことで支出されたものを、返還を受ける代わりに預け金として流用した可能性が高いと考えられる。この点の詳細は後記 V 1. を参照されたい。

#### (2) 分割発注・合算使用などについて

本件支払金については伝票が合計 9 枚存在し、これらについて独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の受託研究費（以下「本件 NEDO 研究費」という。） 1 件及び文部科学省（独立行政法人日本学術振興会を含む）の科学研究費（以下、まとめて「本件科研費」という。） 2 件の予

算から支払いが行われているが、その各伝票に記載された購入品目は実際に納入された物品と異なっており、これは品転（書類の書き換え）となると考えられる。

また、上記伝票のうち、平成17年2月末日から同年4月28日までの間に岡崎研究室に納入されたハイパフォーマンスコンピューター（以下「HPC」という。）1台（以下「本件HPC」という。）の代金支払を意図して支払処理された6枚の各々が、金額が全て本件HPCの代金1,273,865円を下回る50万円未満とされていたため、このような方法で本件HPCを購入したことは、分割発注となると考えられる。

さらに、本件HPCの代金への充当支払を意図して支払処理された上記6枚の伝票のうち2枚は本件科研費2件、残り4枚は本件NEDO研究費を用いる形で支払処理されていることから、このような方法で本件HPCの代金を支払ったことは、合算使用ともなると考えられる。

### (3) 本学会計関連規程への違反について

本件支払金につき、それによって購入する物品が納品される前に支払処理を行っている点、並びに本来備品として管理すべき本件HPC及び上記汎用PC複数台を消耗品として処理している点は、本学の会計関連規程に違反するものと考えられる。

### (4) 岡崎教授の関与について

上記の経理処理については、岡崎研究室の他の教員が重要な役割を担っていたように窺われる。

岡崎教授本人はヒアリングで関与を強く否定しており、当時の岡崎研究室の他教員全員（助教授1名・助手2名）及び事務補助者からのヒアリングでも「岡崎教授が経理処理のそこまで細かな部分に関与することはなかった」という趣旨の発言が多々見られた。そして、調査において、このことを覆す資料は得られなかった。

ただし、岡崎教授は、上記経理処理に直接関与していなかったとしても、研究室の管理者として、また外部資金による研究の研究代表者として、一定の責任を負うものと考えられる。その範囲及び程度については、別途検討が必要である。

### (5) 全学調査・追加調査の結果について

文部科学省からの通知に基づく全学調査、及び今回岡崎教授に関して実施した追加調査において、同氏について、上記(1)～(4)以外の預け金などの経理面で問題となる新たな事案は見当たらなかった。

### (6) 会議費の使用について

会議費の使用で問題として取り上げられた事案は、岡崎教授と会食の相手方が法令・規則上「利害関係者」には該当しない等の理由から、経理上はもとより、倫理上も社会通念上も不適切とは言えない。

## Ⅱ 調査の経緯

### 1. 特別調査委員会の設置

平成23年10月21日、本学は、平成23年9月26日付けの「学長の任命に関する申出について(23東工大人第35号)」に基づき、文部科学大臣に学長候補者として上申中の岡崎教授について、所要の調査を行うため、学長選考会議の下に当委員会を設置した。

これに伴い、平成23年10月23日で任期が満了となる予定であった現学長の任期については、当委員会の審議が終了し、次期学長が任命される日の前日まで延長されたため、当委員会の設置の趣旨は、岡崎教授の研究費の経理に関し、早急に調査を行い、その結果を明らかにすることとされた。

### 2. 当委員会設置に至るまでの経緯

本学においては、平成23年6月30日付けで文部科学大臣に上申した学長候補者(大倉一郎理事・副学長：当時)が学長就任を辞退したという経緯に鑑み、学長選考会議で学長候補者の再選考を行うに際し、岡崎教授を含む2名の学長候補者からの誓約書の提出に加えて学内調査を行うこととした。このうち、経理面については、内部監査室名において、法人化以降、当該2名の学長候補者が管理していた全ての財源について、「預け金」の有無などを、学内の物品請求システム上の調査、業者への調査(伝票との照合を含む)により調査した。

この予備調査の結果、岡崎教授に関し、法人化直後の平成16・17年度の経費支出について、①分割発注・合算使用の可能性、②「預け金」の可能性、③利害関係者(委託元)との会食の可能性、の3点の可能性があるとの内容の本件予備調査報告が、平成23年9月16日に学長に提出された。

これを受けて、同日、「研究費に係る不適切な経理に関する調査委員会」が設置された(委員長：牟田博光理事・副学長：当時)。しかし、同調査委員会は、計2回開催されたものの、本件予備調査報告の説明、委員長及び委員の交代などが行われるにとどまっていた。

また、本件予備調査報告には、①他大学での同種事案に対する懲戒処分例等責任所在に関する記載があるなど、本学の「研究活動に係る不正行為に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に沿っていない部分がある、②学内調査(データ)と業者調査だけに基づいて結果をまとめており、岡崎教授や岡崎研究室関係者はもとより、当時の事務局関係者からの聴取も行っていない、③予備調査の報告の元となった具体的な情報(特に業者側の資料)の内容について岡崎教授への直接の確認・意見照会なども行っていないなどの課題もあり、本学の判断として、外部の有識者を加えた、より公平・透明な形での調査を行うべく、前述のとおり、当委員会が設置されるに至った。なお、上記調査委員会は、当委員会の設置に伴い、平成23年10月21日付けで廃止されている。

### Ⅲ 調査体制

#### 1. 調査体制

公平かつ透明性のある調査を行うために、当委員会は学外委員及び学内委員から構成され、学外委員は本学と利害関係を有しない外部の専門家4名（弁護士2名、公認会計士1名、学長経験者1名）、学内委員は当委員会の設置に伴い廃止された調査委員会の委員のうち3名（教育研究評議会評議員）である。委員長は学外委員のうちから委員会において選出した。

なお、委員会にはオブザーバーとして、本学の学長選考会議議長及び監事1名が同席した。

委員長をはじめとする委員及びオブザーバーは次のとおりである。

委員長	日野 正晴	弁護士
委員	有富 正憲	教授、教育研究評議会評議員
委員	磯部 正昭	公認会計士
委員	小畑 秀文	前国立大学法人東京農工大学長
委員	佐藤 明夫	弁護士
委員	関根 光雄	教授、教育研究評議会評議員
委員	高橋 栄一	教授、教育研究評議会評議員
オブザーバー	庄山 悦彦	学長選考会議議長
オブザーバー	清水 康敬	監事

また、迅速な調査を行うため、当委員会の下に、本学と利害関係を有しない弁護士、公認会計士からなるワーキング・チームを置き、集中的に帳簿、伝票、データ等による調査、ヒアリング等を実施した。

ワーキング・チームの構成員は次のとおりである。

佐藤 明夫	弁護士
和田 芳幸	公認会計士

なお、ワーキング・チームにおける作業に当たっては、弁護士2名及び公認会計士2名が補助として加わり、必要に応じて本学事務職員3名が作業の支援を行った。

当委員会及びワーキング・チームにおける調査の方法・権限などは、ガイドラインを基本とすることとした。

#### 2. 当委員会等の開催状況

当委員会は、平成23年10月31日、11月24日、12月12日、12月20日、平成24年1月12日の計5回開催した。

また、ワーキング・チームは、平成23年10月31日から平成24年1月6日までの間に計16回開催した。

なお、透明性と社会への説明責任の観点から、委員会開催の際は、原則として毎回、記者ブリーフィングを行うとともに、主な関係資料を本学のホームページ上で公開した。

(詳細については添付資料を参照)

## **IV 調査の対象・方法**

### **1. ワーキング・チームにおける調査**

#### (1) 内部監査室名による予備調査の検証

内部監査室名による調査報告について、監事が実施した関係者へのヒアリング等につき監事から事情を聴取した。併せて、対象案件の絞込みの方法、調査結果の妥当性を含めて検証を行った。

#### (2) 関係書類等の調査

本学事務局より、以下の関係書類の提出を受け、これを確認した。

- ・ 研究報告書
- ・ 本学作成の関連伝票
- ・ 物品購入依頼書
- ・ 各種支出決議書
- ・ 取引業者からの見積書
- ・ 取引業者の納品書
- ・ 取引業者の請求書
- ・ 取引業者からの調査回答票及び資料

#### (3) 関係者に対する照会

以下の関係者から国立大学法人移行後の本学における経理処理の概要、岡崎研究室の体制、研究内容、業者との取引の実態等につき、事情を聴取した。

- ・ 岡崎教授
- ・ 岡崎研究室関係者

本件予備調査報告で指摘のあった経理期間（平成 16 年・17 年度）当時、岡崎研究室に在籍していた助教授・助手 2 名・事務補助者・大学院生

5 名

- ・ 事務局職員

本件予備調査報告で指摘のあった経理期間（平成 16 年・17 年度）当時に契約を担当していた事務局契約・経理・主計担当者

6 名

- ・ 事務局職員

内部監査室名による調査担当者及びその報告書作成担当者

3 名

- ・ 本件予備調査報告で指摘のあった物品購入に関連する業者の従業員

6 名  
(計 21 名)

#### (4) 実地見分

岡崎研究室の現況等を実査した。

(参考) 内部監査室名による予備調査(経理面における書面調査等)

- (1) 調査範囲 平成16年度～23年度途中まで
- (2) 調査対象経費 岡崎教授を含む2名の学長候補者が管理していた全ての財源(法人運営費、外部資金等)
- (3) 調査内容 「預け金」の有無など
- (4) 調査方法 物品請求システムデータをもとに、消耗品関係で1～3月に100万円以上の取引のある業者(東工大生協を除く)の1件10万円以上の取引(12社87件)を抽出し、当該業者に対し帳票等の写しの提出と「預け金」の有無の書面調査を依頼し、本学の証拠書類との照合などを行った。

## 2. 文部科学省通知に基づく全学調査の結果の活用

- (1) 調査範囲 平成20年度～23年度(7月31日まで)
- (2) 調査対象経費 全ての財源(法人運営費、外部資金等)
- (3) 調査内容 「預け金」及び「プール金」の有無
- (4) 調査方法 ①全教職員等に対する聞き取り又は文書による有無の確認(9月2日～10月31日)  
②取引業者(733社※)に対する文書による有無の確認(9月8日～10月14日)  
※全債主(約35,000件)から年間100万円未満、外国や官庁関係の債主などを除く

## 3. 本学での追加調査の実施

- (1) 調査範囲 平成16年度～23年度途中まで
- (2) 調査対象経費 岡崎教授が管理していた全ての財源(法人運営費、外部資金等)
- (3) 調査内容 「預け金」の有無など
- (4) 調査方法 岡崎教授の全取引(2,160件)の取引業者(261社)のうち、1.(参考)及び2.の対象業者を除く業者(88社)に対して、「預け金」の有無等について書面調査を実施した(11月17日～11月29日)。  
併せて、物品請求システムデータをもとに、岡崎教授の全取引(2,160件)を対象に、預け金の要因となり得る二重払いと思われるデータの有無の確認をし、必要に応じて伝票の精査を行った。

## 4. 会議費についての問題点の整理

内部監査室名による予備調査において取り上げられた会議費の使用について、法令、規則との関係、学内経理手続との関係で問題がないか、確認を行った。

## 5. 岡崎教授等に対する弁明の機会の付与

ガイドラインに基づき、被通報者に該当する岡崎教授及び岡崎研究室の教員1名に対し、当委員会の場合における弁明の機会を付与した。

## V 調査の結果

(参考) 本件予備調査報告の概要

### ①研究費の分割発注・合算使用（平成16年度）

・平成16年度におけるハイパフォーマンスコンピュータ（HPC）の購入（約127万円）について6件の取引に分割した経費処理を行い、異なる研究費（受託研究（NEDO）と科学研究費補助金）を合算使用して支払を行った。

### ②「預け金」（平成16～17年度）

・平成16年度の受託研究費（NEDO）について、平成17年3月に消耗品を架空発注（約127万円）し、業者に預け金として管理させた上で、同年10月に別の物品を購入した。

### ③委託元との会食（平成21年度）

・奨学寄附金によりA省職員と会食しているが、岡崎教授は、A省（委託元）からB独立行政法人（公募事業者）を通じて研究を受託している（平成16年度）。委託元との会食は、倫理上及び社会通念上不適切。

## 1. 経理面の調査結果

(1) 本件HPCの購入に係る経費処理（以下「本件経理処理」という。）について、ワーキング・チームの調査報告を受けて当委員会が認定した事実等は以下のとおりである。

### ①本件経理処理の経緯

#### ア 本件HPCの発注等

平成16年11月4日、本件HPCのメーカー（以下「本件HPCメーカー」という。）は、岡崎研究室から、同社製HPC1台の導入を検討している旨のメールを受信していることから、遅くとも平成16年10月ころから、岡崎研究室と本件HPCメーカーは本件HPCの導入について協議を行っていたと考えられ、その結果、平成16年11月から平成17年1月ころに岡崎研究室は本件HPCの発注を行ったようである。

本件HPCの導入については、岡崎研究室の他の教員が承認を与えたようである。

#### イ 本件HPCに係る経理処理等

a 遅くとも平成17年1月までに、品目をメモリやハードディスク等とし、合計額が本件HPCの代金額と一致する請求書3枚が、本件HPCメーカーの代理店であった商社（以下「本件商社」という。）から発行された。これらの請求金額は、いずれも研究室が複数社から見積書を取らずに直接発注できる範囲とされていた50万円未満の金額となっていた。調査を行ったが、このような形での請求書発行を指示した者が誰かは判明しなかった。

b 岡崎研究室は、平成17年2月1日、上記請求書3枚のうち1枚について支払処理を行い、これを受けた本学経理課は、同年2月21日、本件NEDO研究費から

本件商社に対して支払いを行った。調査を行ったが、上記支払処理を指示した者が誰かは判明しなかった。

c これと同じころ、品目をメモリやハードディスク等とした、合計額が本件H P C代金額に1円多い請求書6枚が本件商社から発行された。調査を行ったが、この請求書発行を指示した者が誰かも判明せず、その者の意図を確認することはできなかった。

もっとも、上記請求書6枚のうち3枚は、上記aの請求書3枚と伝票番号が同一であることから、上記aの請求書3枚を差し替える趣旨のものと考えられる。なお、そのうち1枚は請求金額も上記aの請求書3枚のうち1枚(上記bの支払処理が行われたもの)と同一となっているが、これは既に上記bの支払処理が行われており、金額変更ができなかったためと推測される。

また、上記請求書6枚のうち2枚の請求金額は、各々本件科研費の予算残額に等しいものとなっていた。このことから、当初発行を受けた上記aの請求書3枚から上記請求書6枚への差し替えを行ったのは、本件科研費の残額消化を目的としたものと推測される。また、上記aの請求書3枚と上記請求書6枚の合計金額が1円異なるのは、分割の仕方を変えたことによる端数処理の関係と思われる。

d その後、岡崎研究室は、上記aの請求書3枚(上記bの支払処理が行われたものを除く)及び上記cの請求書6枚について、本件科研費の予算残額と一致するものは対応する本件科研費、それ以外は本件N E D O研究費を使用するものとする支払処理を行った。調査を行ったが、上記支払処理を指示した者が誰かも判明しなかった。

上記各支払処理に基づき、本学経理課は平成17年3月1日から14日にかけて、対応する金額を支払った。その結果、上記イbによるものも含めた支払合計額は、本件H P C代金額の2倍に1円多い金額となった(以下、まとめて「本件支払金」という。)

本件支払金のうちの本件H P C代金相当額は本件H P C代金の支払を意図したものと考えられるが、残りの部分は、仮に預け金の作成を意図したものであるとすると、殊更に合計金額を本件H P C相当額に等しくしたり、本件H P C代金相当額と同日に、納品日を全て同一日として支払処理したりしている点で極めて不自然であること、及び本件商社が、当該入金は予定外のものであり、岡崎研究室に返金を申し入れていたと説明していることから考えて、岡崎研究室において、差替前の請求書について誤って支払処理を行ったために生じたもので、意図的なものではなかった可能性が高いと考えられる。

## ②物品の納入状況など

### ア 本件H P Cについて

a 本件H P Cメーカーは、平成17年2月末日から同年4月28日までの間に、岡崎研究室に対して本件H P Cを納入した。調査を行ったが、その納品書ないし検収書は確認できなかったため、正確な納入日は判明しなかった。

b 本件H P Cの所在は、岡崎研究室の実査を行ったが確認できなかった。

イ その他について

a 遅くとも平成17年6月ころまでに、岡崎研究室の他の教員と本件商社との間で、本件支払金の本件H P C代金額を超える残部の処理について協議が行われた。その結果、当該残部については、岡崎研究室の汎用P C等の購入に充てる形で処理することとなった。

b その後、同年7月から9月にかけて、岡崎研究室の他の教員が、本件商社に対し、当該残部を使い切るまで、複数回にわたって、メール等により、汎用P C等の購入についての具体的指示を行い、これを受けて、本件商社は、同年7月中旬から10月中旬にかけて、8回に渡り、ノートP Cや増設メモリ、その他P C周辺機器等合計37点（以下「本件汎用P C等」という。）を岡崎研究室に納入した。納入された物品が私的に流用されたことを示す資料は発見されなかった。

c 本件汎用P C等の所在について岡崎研究室の実査を行ったところ、上記物品そのものかどうかまでは確認できないものの、メーカー／型番等までが同一のものが6点、同種同一型式と考えられるもの6点が未だに岡崎研究室に所在していることが確認された。

d なお、本件予備調査報告には「P C一式」の納入が平成17年10月であった旨の記載があるが、当委員会において納品伝票等を確認したところ、本件汎用P C等の実際の納品状況は上記のとおりと判明した。

(2) 上記(1)の行為にかかる評価

ア 預け金について

本件支払金のうち、少なくとも1,273,865円については、対応する物品（本件汎用P C等）が本件支払金の支出の翌年度に納品されていることが確認された。したがって、上記1,273,865円は、結果的には預け金と評価できるものであったと考えられる。岡崎研究室は、上記1,273,865円につき、遅くとも本件商社と処理方法を協議した時点で預け金であることを認識したと考えられる。

この点、本件予備調査報告には、岡崎研究室が意図的に架空発注を行って預け金を作出した旨の記載があるが、当委員会においては、前記のとおり、上記1,273,865円については誤って支出された可能性が高いもので、岡崎研究室が、支払処理の時点で、本件支払金を預け金とする意図であったとは断定できないと考える。

イ 品転・分割発注・合算使用について

本件H P C代金額について、購入品目をこれと異なるものとした請求書3枚及び6枚が発行されたことは、業者側が自らの意思で行うとは考えられないことから、本件H P Cの代金を分割して支払うことを意図した岡崎研究室の指示に基づくものと考えられる。したがって、岡崎研究室が、これらの支払処理を行った行為は、品転（書類の書き換え）と評価できるものと考えられる。

また、上記9枚の請求書のうち6枚（最初の3枚のうちの1枚及び後の6枚のうちの5枚と考えられる。）を用いて本件H P Cの代金を支払った行為は、分割発注

と評価できるものと考えられる。

さらに、後の請求書6枚の発行は、うち2枚の請求金額が本件科研費2件の残額と等しいことから、本件HPCの代金の一部を本件科研費の残額で支払うことで本件科研費の使い切ることをも意図したものと考えられる。したがって、岡崎研究室が、これらを用いて本件HPCの代金を支払った行為は、合算使用とも評価できるものと考えられる。

#### ウ 本学の会計関連規程違反について

岡崎研究室は、本件支払金につき、それによって購入する物品が納入される前に支払処理を行い、また、本来備品として管理すべき本件HPC及び上記ノートPCなどを消耗品として処理している。このような処理は本学の会計関連規程に違反するものと考えられる。

#### エ 行為者について

岡崎教授自身は以上の行為に関して全く知らない旨を説明しており、また岡崎研究室の当時の他教員全員（助教授1名・助手2名）及び事務補助者が、岡崎教授がここまで細かな事項に直接関与していたとは考えにくい旨を説明しており、これを覆す資料は調査を行ったが発見されなかった。

なお、本件科研費の1件と本件NEDO研究費の対象である研究は岡崎教授と岡崎研究室の教員2名の共同研究であるが本件科研費のもう1件の対象である研究は岡崎教授以外の教員の単独研究であること、及び上記（1）②bの業者への指示は当該岡崎教授以外の教員が行っていたことに鑑みると、上記（1）の行為について当該岡崎教授以外の教員が重要な役割を担っていたと窺われる。

ただし、岡崎教授は、上記（1）の行為に直接関与していなかったとしても、研究室の管理者として、また外部資金による研究の研究代表者として一定の責任を負うものと考えられる。その範囲及び程度については、別途検討が必要である。

## 2. 全学調査及び追加調査の状況

文部科学省通知に基づき本学で実施した全学調査及び岡崎教授に関して大学で実施した追加調査の状況は以下のとおりであり、岡崎教授に関して上記1.以外の預け金などの問題となる新たな事案は見当たらなかった。

全学調査 ①業者調査 対象733社 回収済726社（全て「預り金等はない」旨を回答） ※未回収7社は倒産等で連絡不能

②教職員調査 岡崎教授からは「2004年度のNEDO研究費で、一部に一時的な預け金の疑いが指摘された件については、特別調査委員会にて調査中」との回答

追加調査 ①業者調査 対象88社 回収済82社（全て「預り金等はない」旨を回答） ※未回収6社は宛先不明で連絡不能

②学内データ調査 問題となる事案はなし

## 3. 会議費についての調査結果

## (1) 国家公務員倫理法等との関係

国家公務員（当該省庁職員）に対しては、「国家公務員倫理法」（以下、「倫理法」という。）及び倫理法を受けて「国家公務員倫理規程」（以下、「倫理規程」という。）が定められており、本学役職員（岡崎教授を含む。）に対しては、「国立大学法人東京工業大学役職員倫理規則」（以下、「倫理規則」という。）が定められている。

### ア 利害関係者との禁止行為

「利害関係者」の定義等として、倫理規程第2条第1項第7号及び倫理規則第2条第2項には、「（前略）これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」と規定されている。また、倫理規程第3条第1項第6号及び倫理規則第4条第1項第6号には、利害関係者との禁止行為として「利害関係者から供応接待を受けること」が規定されている。

調査の結果、当該会食のあった平成21年度以降、岡崎教授は本学を通して当該省庁及び事業公募者である関係独立行政法人との間に契約を締結しておらず、契約申込みの事実もない。したがって、利害関係者には該当しない。

### イ 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

倫理規程第5条第1項及び倫理規則第6条第1項には、「（前略）利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。」と規定されている。

調査の結果、平成16年4月1日～平成23年8月4日までの間、岡崎教授が予算責任者となっている全ての経費において、当該省庁職員との会食はこれ以外にはなく、繰り返し行われていない。また、会議費の適正な取扱いに関しては、「国立大学法人東京工業大学会議費支出基準」が定められており、同基準の第9（1）に基づき、支出の際、会議用食事等請求理由書が作成されている。同理由書には、日時、場所、会議名、出席者氏名・所属・職名、品名・数量、金額等が記載され、大学の出席者は相手方と同数以下であり、一人当たり単価は5,000円であり、本学で定める支出基準の範囲内で実施されている。

## (2) 寄附目的との関係

当該奨学寄附金は4社から受け入れたものを予算処理上一括管理している。寄附目的は4社とも「教育・学術研究助成及び学生の奨学のため」となっており、当該会議費は、意見交換会に伴い発生した経費であるため、目的に沿った支出である。

以上（1）及び（2）から、岡崎教授に関し当該省庁職員との当該会食は、倫理上及び社会通念上において不適切な行為ではないものと判断した。

(添付資料)

特別調査委員会及びワーキング・チームの開催経過

年月日	事項
H23. 10. 21	特別調査委員会設置
H23. 10. 31	<b>第1回特別調査委員会</b> 1. 委員長の選出について 2. 委員会の運営等について 3. 学長選考及び経理面の調査の経緯について 4. 調査の進め方について 5. その他
H23. 10. 31 ～ H23. 11. 21	ワーキング・チーム9回開催
H23. 11. 24	<b>第2回特別調査委員会</b> 1. 内部監査室名による予備調査について 2. ワーキング・チームによる調査の状況について 3. 今後の調査の進め方について 4. その他
H23. 11. 25 ～ H23. 12. 7	ワーキング・チーム5回開催
H23. 12. 12	<b>第3回特別調査委員会</b> 1. ワーキング・チームによる調査結果について 2. 全学調査、追加調査及び会議費の調査の状況について 3. 調査報告書の作成について 4. その他
H23. 12. 20	<b>第4回特別調査委員会</b> 1. 調査報告書について 2. その他
H23. 12. 28 ～ H24. 1. 6	ワーキング・チーム2回開催
H24. 1. 12	<b>第5回特別調査委員会</b> 1. 弁明の機会について 2. 調査報告書について 3. その他

## 参考資料 1

### 特別調査委員会の設置及びこれに伴う学長の任期の延長に関する規則

〔平成23年10月21日  
学長選考会議決定〕

平成23年9月26日付けの「学長の任命に関する申出について(23東工大人第35号)」に基づき、文部科学大臣に上申中の学長候補者について、特別調査委員会を設置し、これに伴い学長の任期を延長するため、国立大学法人東京工業大学学長選考会議規則(平成16年9月3日学長選考会議決定)第12条及び国立大学法人東京工業大学学長候補者選考規則(平成16年9月3日学長選考会議決定)第13条の規定に基づき、下記のとおり定めるものとする。

#### 記

第1条 文部科学大臣に上申中の学長候補者について所要の調査を行うため、学長選考会議に特別調査委員会を設置する。

第2条 現在学長の職にある者の任期については、特別調査委員会の審議が終了し、次期学長が任命される日の前日まで延長する。

第3条 この規則に定めるもののほか、特別調査委員会の組織、その他必要な事項は、学長選考会議議長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成23年10月21日から施行する。

## 特別調査委員会の設置について

〔平成23年10月21日〕  
学長選考会議決定

### 1. 趣 旨

文部科学省に上申中の学長候補者に係る研究費の経理に関し、早急に調査を行い、その結果を明らかにするため、学長選考会議の下に、特別調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2. 組 織

#### (1) 委 員

①学外委員……弁護士、公認会計士又は学識経験者4人

②学内委員……調査委員会委員(教育研究評議会評議員)3人

※オブザーバー……学長選考会議議長、監事1人

#### (2) 委員長

(1)①の委員のうちから委員会において選出

#### (3) ワーキング・チーム

迅速な調査を行うため、委員会の下に、弁護士、公認会計士などからなるワーキング・チームを置き、集中的に帳簿、伝票、データ等による調査、ヒアリング等を実施

#### (4) 調査委員会との関係

東京工業大学における研究活動に係る不正行為に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき9月16日付けで設置した調査委員会は、本委員会の設置に伴い、廃止

### 3. 設置期間

平成23年10月21日付けで設置

10月中に第1回委員会を開催し、1か月以内を目途に調査結果をとりまとめる予定。

### 4. 調査対象と結果公表等

(1)内部監査室名による調査報告記載の対象者の研究費の経理について検証を行う。

(2)監事による把握の結果を聴取する。

(3)調査方法・権限などは、ガイドラインを基本とする。役員・教職員は調査に協力する。

(4)委員会開催の際は、毎回、記者ブリーフィングを行う。

(5)最終的な調査結果は、学長選考会議及び学長に報告の上、速やかに公表する。

### 5. 事務局

委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部で処理する。

### 6. その他

この決定に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、学長選考会議議長が別に定め、学長選考会議に報告する。

参考資料3

国立大学法人東京工業大学学長選考会議  
特別調査委員会名簿及びワーキング・チーム名簿

特別調査委員会名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
学内委員	有富 正憲	原子炉工学研究所長 教授	
学外委員	磯部 正昭	磯部公認会計士事務所代表	
学外委員	小畑 秀文	前国立大学法人東京農工大学長	
学外委員	佐藤 明夫	佐藤総合法律事務所	
学内委員	関根 光雄	大学院生命理工学研究科長 教授	
学内委員	高橋 栄一	大学院理工学研究科 教授	
学外委員	日野 正晴	日野正晴法律事務所	委員長

(50音順)

オブザーバー	庄山 悦彦	国立大学法人東京工業大学学長選考会議 議長	
オブザーバー	清水 康敬	国立大学法人東京工業大学 監事	

特別調査委員会 ワーキング・チーム名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
弁護士	佐藤 明夫	佐藤総合法律事務所	
公認会計士	和田 芳幸	太陽 ASG 有限責任監査法人 代表社員	

(50音順)